

部長会議付議事案書（報告）

（令和4年11月15日）

提案課名 環境共生課

報告者名 谷 芳生

事案名	秦野市バイオマス産業都市構想（基本構想編）案について	有 資料 無
提案趣旨	<p>秦野市の森林資源（市域の約53%が森林面積）を地域特性として最大限に生かし、また、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、地産地消を軸とするバイオマス産業都市構想の趣旨、並びに地域循環共生圏の理念を踏まえたシステムによって、環境にやさしく災害に強いまちづくりの構築を目的に「秦野市バイオマス産業都市構想（基本構想編及び基本計画編）」（以下、前者を「本編」、後者を「基本計画編」といい、これらを総称して「本構想」という。）のうち、本編案を定めましたので、その内容を報告するものです。</p>	
概要	<p>1 本編の構成</p> <p>00 はじめに</p> <p>01 地域の概要</p> <p>02 地域のバイオマス利用の現状と課題</p> <p>03 目指すべき将来像と目標</p> <p>04 基本計画編の策定に向けて</p> <p>05 構想の推進に向けて</p> <p>2 本構想の期間と見直し</p> <p>本編の施行を令和5年度(2023年度)とし、事業化プロジェクト（資料1-2参照）の具現化を図る基本計画編を令和6年度(2024年度)の施行とすることから、本構想については、令和15年度(2033年度)までとします。</p> <p>なお、社会情勢の変化に伴う事業の進捗等を踏まえ、概ね5年後を目安に本構想の見直しを行います。</p>	
経過	<p>1 検討経過（令和4年7月12日政策会議後）</p> <p>(1) 秦野市環境審議会 令和4年8月1日 第1回審議会開催 ・本構想に関する策定方針について（報告） " 11月中旬 パブリック・コメントに合わせ意見聴取（予定）</p> <p>(2) 秦野市地球温暖化対策推進本部（以下「推進本部」という。） 推進本部の下部組織である幹事会及び作業部会において協議・決定 令和4年10月上旬 作業部会構成課へ意見照会 " 10月19日 第2回バイオマス作業部会開催 ・本編案の協議 " 10月24日 第2回推進本部幹事会開催 ・本編案の決定</p>	

今後の進め方	令和4年11月16日	議員連絡会への報告（意見聴取：12月23日まで）
	〃 11月17日	パブリック・コメントの実施（意見募集：12月16日まで（広報はだの11月15日号掲載））
	令和5年1月下旬	
	～2月上旬	第2回秦野市環境審議会開催 本編案の諮問
	〃 2月下旬	
	～3月上旬	答申受理後、公表

秦野市バイオマス産業都市構想（基本構想編）案について

令和4年11月15日
環境産業部環境共生課

1 目的

秦野市（以下「本市」という。）では、豊富な森林資源（森林面積が市域全体の約53%を占める）を地域特性として最大限に生かし、また、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、地産地消を軸とするバイオマス産業都市構想の趣旨、並びに地域循環共生圏の理念を踏まえたシステムによって、環境にやさしく災害に強いまちづくりの構築を目的に「秦野市バイオマス産業都市構想（基本構想編及び基本計画編）」（以下、前者を「本編」、後者を「基本計画編」といい、これらを総称して「本構想」という。）を策定するものです。

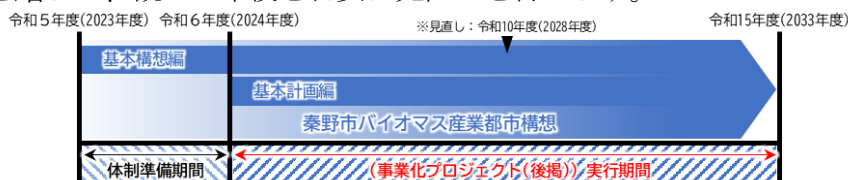
2 本構想の位置付けと期間（P14(22)）

(1) 位置付け

国の方針を参酌するとともに、総合計画（はだの2030プラン）、環境基本計画、地球温暖化対策実行計画及び関連する個別計画等をバイオマス分野から補完、連携していくものとします。

(2) 期間

本編の施行を令和5年度(2023年度)とし、事業化プロジェクト（資料1-2）の具現化を図るための基本計画編を令和6年度(2024年度)の施行とすることから、本構想については、令和15年度(2033年度)までとします。なお、本構想は、社会情勢の変化に伴う事業の進捗等を踏まえ、概ね5年後を目安に見直しを行います。



3 本編の構成（P14～18）

(1) 目指すべき将来像

『多品種少量の都市近郊型バイオマス産業都市』

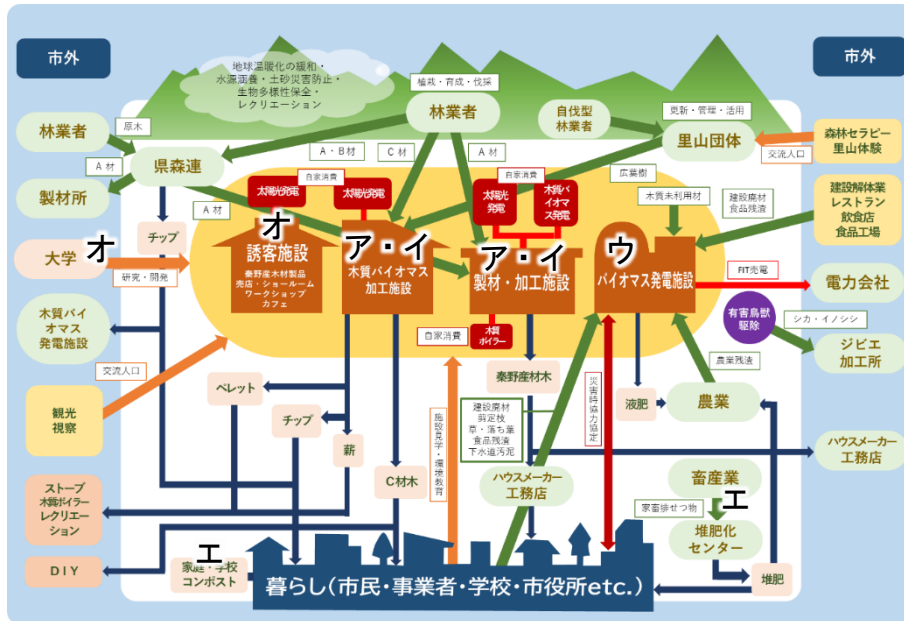
～地元で生まれたバイオマスを経済循環サイクルに乗せて暮らしの活かに還元していく～

本市のように、都市近郊に位置する自治体では、下水道汚泥、食品廃棄物、剪定枝、雑草といった日常生活とともに排出される小規模（多品種少量）なバイオマス資源が大半を占めています。

一方、豊富な森林資源の有効活用による誘客や、学習林を活用した環境教育等の優位性を生かすことによって、既存の考え方とバイオマス資源の新たな可能性が融合し、地域の“つよさ・かがやき・つながり”を生み出すとともに、地域が享受すべき効果として種々に波及していくよう5つの基本方針（政策決定）を設定し、目指すべき将来像を実現します。



【目指すべき将来像の体系】



【本市のバイオマス産業都市構想のイメージ（表中のア～オは、5つの基本方針と一致）】

(2) 5つの基本方針

次のとおり、バイオマス資源を“木材そのもの”による「製品利用」と“発電等”による「エネルギー利用」との両軸に据え、かつ市民及び事業者への波及、研究・開発に寄与する活用方法等にまとめ、この5つの基本方針に基づく「事業化プロジェクト案（資料1-2）」の具現化を図ります。

- ア 秦野産木材の活用
- イ 木質未利用材の活用
- ウ 再生可能エネルギーの活用
- エ 堆肥化（既存事業の拡充）の促進
- オ 産学公民連携の推進

4 推進体制等（P22）

本構想を具体的かつ効率的に推進するためには、市民や事業者等との協働・連携が不可欠です。また、各プロジェクトを実現し継続していくためには、必要に応じて大学や研究機関等との連携、国や県による財政的支援も必要となります。

そのため、庁内では、組織横断的な「秦野市地球温暖化対策推進本部」を運用して、本構想の全体管理、各種調整、広報やホームページ等を通じた情報発信等を行い、庁外では、「はだの脱炭素コンソーシアム※」を活用するなどして、事業者等への情報共有、連携の強化を図ります。

さらに、各事業化プロジェクトの進捗状況や点検評価結果については、「秦野市環境審議会」に報告し、専門的な助言を得ることとします。

※SDGsやESG投資に代表される脱炭素をキーワードとした企業経営の潮流に取り残されることなく、地域の事業者が優良なサプライチェーンを構成する持続可能な企業として成長していくため、脱炭素経営に関する情報共有並びに異業種間における相互理解を深めることを目的に構成する共同事業体のこと。

想定する事業化プロジェクト案

枠組み	「事業化プロジェクト」を構成する基本方針	種別・工程等				事業概要	関係課 施設許認可に関しては、 都市部との調整を要する。
		バイオマス	発生	変換	利用		
地域のかがやき	【基本方針①】 秦野産木材の活用 *資料1-1「ア」	木材	山林	—	木材製品	<p>主要範囲は、「秦野産木材（A・B材）の製品利用」促進に係るハード及びソフト両面の整備とする。 また、森林資源の持続可能な好循環サイクルの構築による林業の体力及び魅力の向上を図るとともに、二酸化炭素の貯蔵を進める。</p> <p>事業主体 民間事業者、林業事業者</p> <p>計画区域 秦野市内（指定地域）</p>	森林ふれあい課
地域のつながり	【基本方針②】 木質未利用材の活用 *資料1-1「イ」	林地残材	山林	薪 チップ化	木材製品 熱	<p>主要範囲は、「C材等の製品利用」及び「薪やチップによるエネルギー利用」促進に係るハード及びソフト両面の整備とする。 以下、同上</p> <p>事業主体 市民、民間事業者、林業事業者</p> <p>計画区域 秦野市内（指定地域）</p>	森林ふれあい課
地域のつながり	【基本方針③】 再生可能エネルギーの活用 *資料1-1「ウ」	林地残材 下水道汚泥 食品廃棄物	山林 家庭 事業所 下水処理場	メタン発酵	熱 電力	<p>主要範囲は、バイオマス発電（湿式中温メタン発酵方式を想定）によるバイオガス化事業とする。</p> <p>事業主体 民間事業者、廃棄物処理事業者、小売電力事業者</p> <p>計画区域 秦野市内（指定地域）※原料調達の一部については市外も検討</p>	環境共生課 環境資源対策課 下水道施設課
地域のつながり	【基本方針④】 堆肥化（既存事業の拡充）の促進 *資料1-1「エ」	食品廃棄物 家畜糞便 下水道汚泥	農地 家庭 教育施設 下水処理場	肥料化 燃料化	肥料	<p>生ごみ持ち寄り農園、堆肥化センター、家庭用及び学校用（給食残渣）コンポスト、家畜糞便や下水道汚泥の堆肥化等の促進に係るソフト面の整備とする。</p> <p>事業主体 秦野市、市民、民間事業者</p> <p>計画区域 秦野市内</p>	環境資源対策課 農業振興課 下水道施設課 学校教育課
地域のつながり	【基本方針⑤】 産学公民連携の推進 *資料1-1「オ」	全て	—	—	(環境教育)	<p>バイオマスに関する研究・開発など、各種イノベーションへの支援体制を構築する。 また、環境教育の拡充とともに、工作体験や関連施設の見学といった新たなアクティビティへの導線を確認する。</p> <p>事業主体 秦野市、民間事業者、教育・研究機関</p> <p>計画区域 秦野市内</p>	環境共生課 森林ふれあい課 産業振興課

※事業化プロジェクトは、上記のほか、以下の項目を網羅する。

1. 事業概要に付随する事項：原料調達計画／施設整備計画／製品・エネルギー利用計画／事業費／事業収支計画(内部収益率[IRR]を含む)
2. 年度別実施計画（計画期間において、指定する年度までに具体化する取組を整理）

秦野市バイオマス産業都市構想（基本構想編）案

 秦野市
hadano city

凡 例

■単位の繰上げは、原則として四捨五入によるため、内数の合計数値と合計欄の数値が一致しないことがあります。

また、構成比(%)についても、単位の繰上げのため合計が「100」とならない場合があります。

■統計資料等において、コロナ禍による大幅な変動が生じているものについては、最新値を令和元年度(2019年度)以前に設定している場合があります。
なお、より詳細な社会情勢及び統計は、個別計画等を参照してください。

■バイオマス産業都市構想に盛り込むべき項目の一部において「基本計画編(令和5年度(2023年度)策定)」の中で示すものについては、その旨を記載しています。

00

はじめに

1. バイオマス産業都市構想とは / 2. 対象地域の範囲と作成主体

01

地域の概要

1. 社会的特色(歴史・沿革など) / 2. 地理的特色(位置など) / 3. 経済的特色(産業など)

02

地域のバイオマス利用の現状と課題

1. バイオマスの種類別賦存量と利用量、活用状況及び課題 / 2. 地域別による現状と課題

03

目指すべき将来像と目標

1. 背景・趣旨 / 2. 目指すべき姿 / 3. 達成すべき目標

04

基本計画編の策定に向けて

1. 基本方針 / 2. 事業化プロジェクト / 3. 地域波及効果

05

構想の推進に向けて

1. 実施体制 / 2. フォローアップの方法 / 3. 他の地域計画との有機的連携

令和5年度(2023年度)策定



00 はじめに

1. バイオマス産業都市構想とは / 2. 対象地域の範囲及び作成主体

00 はじめに

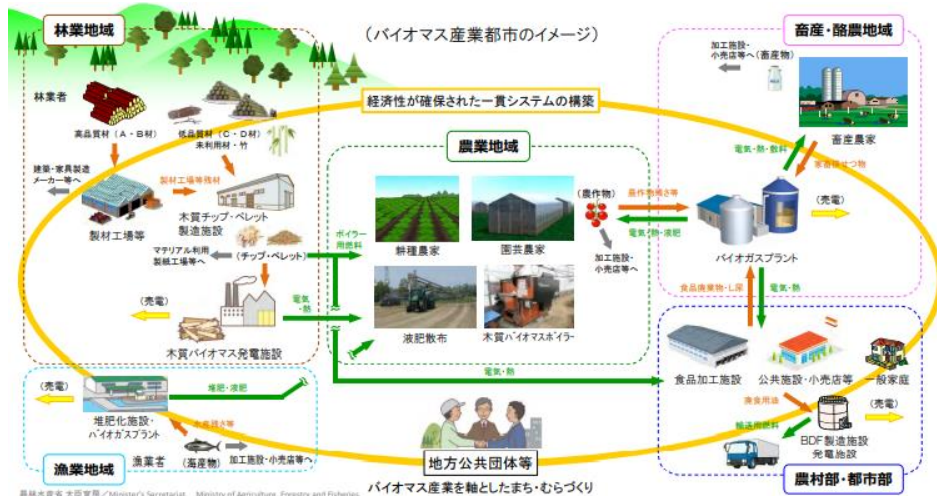
1. バイオマス産業都市構想とは

地域に存在するバイオマスを原料に、収集・運搬、製造、利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型のエネルギーの強化により地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち、むらづくりを目指す地域です。

平成25年度(2013年度)から、関係7府省（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）が共同で選定し、バイオマス産業都市構想の具体化に向けた取組を推進しています。（農林水産省HPを引用）

そこで、秦野市（以下「本市」という。）では、豊富な森林資源（森林面積が市域全体の約53%を占める）を地域特性として最大限に生かし、また、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、地産地消を軸とするバイオマス産業都市構想の趣旨、並びに地域循環共生圏の理念を踏まえたシステムによって、環境にやさしく災害に強いまちづくりの構築を目的に「秦野市バイオマス産業都市構想（基本構想編及び基本計画編）」（以下、前者を「本編」、後者を「基本計画編」といい、これらを総称して「本構想」という。）を策定します。

■図表1_バイオマス産業都市のイメージ



【出典】農林水産省HPから引用

2. 対象地域の範囲及び作成主体

本構想の対象地域の範囲及び作成主体は、神奈川県秦野市とします。

なお、本市は、隣接する3町（松田町、大井町、中井町）とともに、一市三町広域行政連絡協議会を構成し、木質バイオマスに係る広域的な森林管理モデルの策定等の検討を進めています。

■図表2_本市及び一市三町広域行政連絡協議会の位置関係



01 地域の概要

1. 社会的特色（歴史・沿革など）／ 2. 地理的特色（位置など）／ 3. 経済的特色（産業など）

01 地域の概要

1. 社会的特色

(1) 歴史・沿革

昭和30年(1955年)1月1日、秦野町、南秦野町、東秦野村、北秦野村の4か町村で協議がまとまり、秦野市が新設されました。その後、大根村の落藩、北矢名、南矢名、下大槻が編入合併し、西秦野村は上秦野村と合併して西秦野町となりました。

秦野市と西秦野町の合併は、話し合いの末昭和38年(1963年)1月1日をもって実現することになり、現在の秦野市が誕生しました。

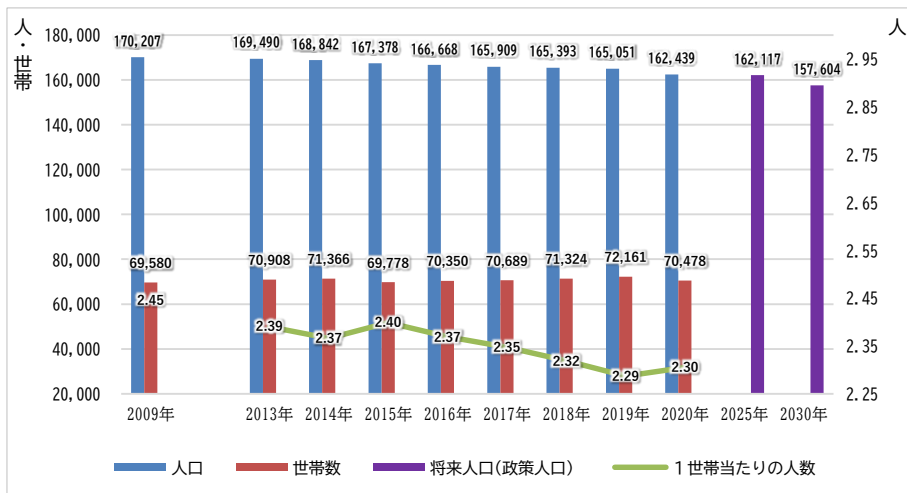
(2) 人口・世帯

人口は、平成21年(2009年)に17万人を超え、翌22年(2010年)9月1日の170,417人をピークに減少に転じ、令和2年(2020年)の162,439人(国勢調査結果)に至るまで緩やかな減少傾向になっています。

一方、世帯数は、同年で比較すると69,580世帯から70,478世帯へ約900世帯増加しています。

なお、将来人口(政策人口)については、減少傾向にあると推計されています。

■図表3_人口・世帯数・将来人口(政策人口)・世帯当たりの人数の推移



【出典】統計はだの(10月1日の人口)・秦野市人口ビジョン

2. 地理的特色

(1) 位置

本市は、神奈川県西部に位置し、面積は103.76平方メートル、距離は東西に約13.6キロメートル、南北に12.8キロメートルです。

市の中心部は、東京から約60キロメートル、横浜から約37キロメートルのところに位置し、北方には、いわゆる神奈川の屋根と評される「丹沢連峰」がひかえ、南方には大磯丘陵の一部である渋沢丘陵と呼ばれる台地が東西に走っています。

■図表4_本市の位置



(2) 地形・地質

地形(秦野盆地)は、東・北・西の三方を新生代第三紀丹沢層群のつくる大山・三ノ塔・塔ノ岳・鍋割山等の谷の深い壮年期の山々に囲まれ、南方は、新生代第四紀末に隆起したなだらかな渋沢丘陵に遮られています。

地質は、基盤が丹沢層群をつくる緑色凝灰岩で、その上に砂礫と降下火山灰等が互層をなして堆積しており、盆地内の砂礫は、丹沢山地より盆地の中央部を流れる水無川、盆地の西側を流れる四十八瀬川、東側を流れる金目川等によって運搬堆積し、砂礫層となって複合扇状地の地形を形成しています。そのため、水無川の流水は、扇頂にあたる大倉付近から伏流水となって、扇端の今泉・平沢付近で湧出しています。

(3) 地下水

豊富な地下水は、地下水盆と呼ばれる地下構造によって、「天然の水がめ」として古くから住民に恵沢を与えるとともに、明治23年(1890年)に給水が開始された水道の水源にも使用されています。

また、昭和60年(1985年)には、「秦野盆地湧水群」として名水百選に認定され、さらに、平成27年(2015年)には、この名水百選選定30周年を記念して行われた国民投票（全国200箇所（191市町村）のうち、名水の地より立候補した名水が対象）である「名水百選」選抜総選挙では、“おいしさが素晴らしい名水部門”において、ボトルドウォーター「おいしい秦野の水～丹沢の雫～」が堂々の第一位を獲得しています。

(4) 交通体系

本市は、首都圏と中部・関西圏を結ぶ東西交通の一端を担う地域に位置し、東名高速道路※や国道246号が都市間流動及び本市を発着する自動車交通を担っています。

これらの公共交通網では、市内を東西方向に鉄道の小田急小田原線が運行され、また、路線バスについても、放射状に4駅間（鶴巻温泉駅・東海大学前駅・秦野駅・渋沢駅）を結ぶ地域間交通ネットワークとして運行されています。

なお、これらの利便性については、4駅の1日当たりの鉄道乗降客数では、令和元年度(2019年度)で、年間約2,200万人（秦野駅：約700万人、東海大学前駅：約700万人、渋沢駅：約500万人、鶴巻温泉駅：約300万人）が、2社（計56系統）のバス路線輸送状況は、年間約950万人が利用しています。

(5) 気候

本市の気候は、太平洋岸気候に属していることから、海洋気象の影響を受けて降霜・降雪が少なく、冬期は西北西、夏期は南方の風が多くなりますが、風速は弱く比較的温暖です。

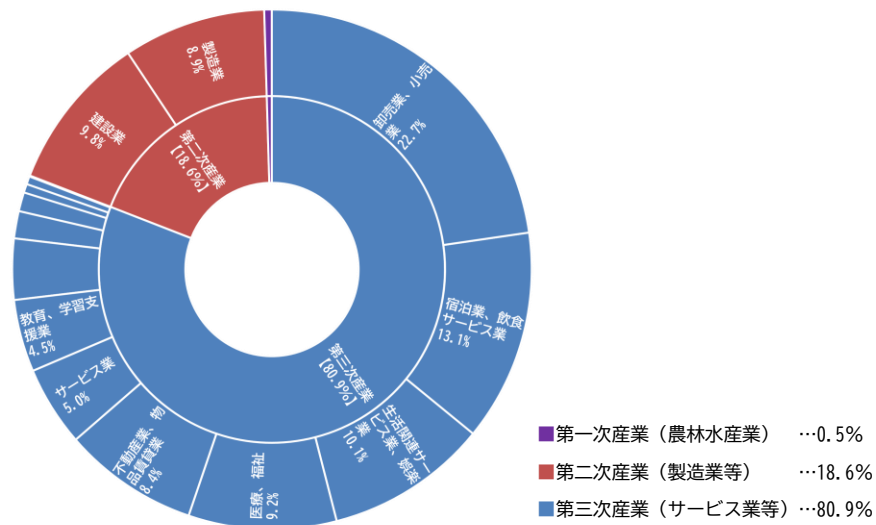
※NEXCO中日本が建設を進めてきた「新東名高速道路」の伊勢原大山IC～新秦野IC間（延長約13km）が令和4年4月に開通。あわせて、秦野丹沢スマートICと、国道246号秦野IC関連事業も開通したことにより、沿線地域の観光活性化、物流効率化による生産性の向上と企業立地の促進などが期待されている。

3. 経済的特色

(1) 産業構造

平成28年(2016年)の産業別（大分類）割合では、第一次産業が0.5%、第二次産業が18.6%、第三次産業が80.9%となっています。

■図表5_産業構造の割合



(2) 域内総生産額※

本市の域内総生産額は、平成30年度(2018年度)で約5,934億円です。

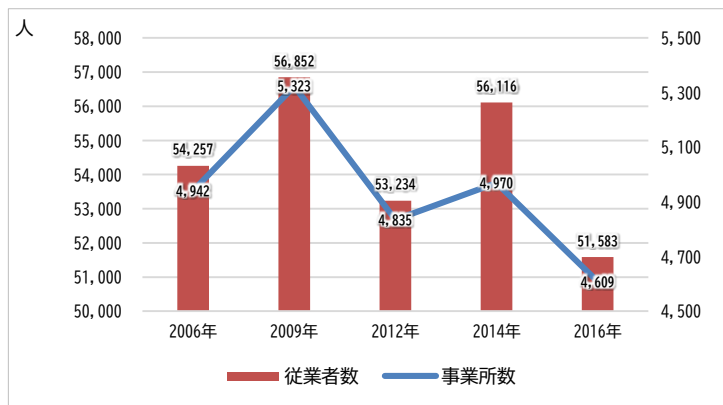
産業分類別では、第二次産業の情報・通信機器が最も付加価値を生み、かつ域外から所得を稼いでおり、次いで、第三次産業の住宅賃貸業、保健衛生・社会事業、小売業に続いています。

(3) 事業所及び従業者

平成28年(2016年)の事業所数は4,609事業所、従業者数は51,583人であり、過去の変化を見ると増減を繰り返しています。

※秦野市の地域経済循環分析【2018年度版_Ver5.0(環境省/株式会社価値総合研究所)】による。(P8後掲)

■図表5_事業所及び従業者数(上図)／産業分類別の内訳(下図)



産業分類 (公務を除く)	事業所数		従業者数	
	事業所	(%)	人	(%)
総数【平成28年(2016年)】	4,609	100.0	51,583	100.0
農林・漁業	22	0.5	261	0.5
鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0.0	0	0.0
建設業	450	9.8	2,510	4.9
製造業	409	8.9	13,040	25.3
電気・ガス・熱供給・水道業	3	0.1	160	0.3
情報通信業	25	0.5	653	1.3
運輸業, 郵便業	78	1.7	2,361	4.6
卸売業, 小売業	1,048	22.7	9,574	18.6
金融業, 保険業	54	1.2	779	1.5
不動産業, 物品賃貸業	389	8.4	1,049	2.0
学術研究, 専門・技術サービス業	175	3.8	1,127	2.2
宿泊業, 飲食サービス業	606	13.1	5,439	10.5
生活関連サービス業, 娯楽業	465	10.1	2,372	4.6
教育, 学習支援業	207	4.5	953	1.8
医療, 福祉	425	9.2	8,700	16.9
複合サービス業	23	0.5	422	0.8
サービス業	230	5.0	2,183	4.2

【出典】すべて統計はだの

(4) 農業

農業産出額は、平成2年(1990年)まで増加傾向にあり、56.2億円に達していましたが、担い手の減少や農産物価格の低迷などから、その後は減少傾向に転じ、平成17年(2005年)以降、およそ30億円となっています。

そのような中、農業産出額が大きく減少する一方で、農協の農産物取扱額は、平成14年(2002年)に開設した「はだのじばさんず(大型直売所)」の取扱高が大きく増加し、概ね年間20億円の水準を維持しています。

また、都市農業の利点でもある販路の多様化に伴い、地元スーパーなどの量販店や飲食店、卸業者、消費者等と直接取引をする農業者も増えており、市場等へ出荷する「共販分」及び「直売所分」が大きく減少しています。

■図表6_農業産出額の推移(上図)／農協の農作物取扱額の推移(下図)

区分	単位：千万円							
	平成17年		平成22年		平成27年		平成30年	
	県	市	県	市(推計)	県	市(推計)	県	市(推計)
耕種	5,600	215	6,150	231	6,440	270	5,480	236
米	420	13	390	13	290	9	360	10
麦・雑穀・豆類・いも類	170	19	160	18	220	22	150	17
野菜	3,690	98	4,170	107	4,420	141	3,600	120
果実	780	31	950	45	870	36	820	34
花き	400	44	380	41	530	57	450	48
工芸農作物	30	4	20	3	20	3	10	2
畜産	1,920	85	1,600	96	1,620	80	1,460	72
計	7,550	300	7,770	327	8,080	350	6,970	308

区分	単位：万円			
	平成17年	平成22年	平成27年	平成30年
共販分	153,774	134,160	140,910	109,795
直売所分	16,694	9,929	8,497	6,846
はだのじばさんず	37,058	70,308	97,158	93,265
計	207,526	214,397	246,565	209,906

【出典】すべて秦野市都市農業振興計画

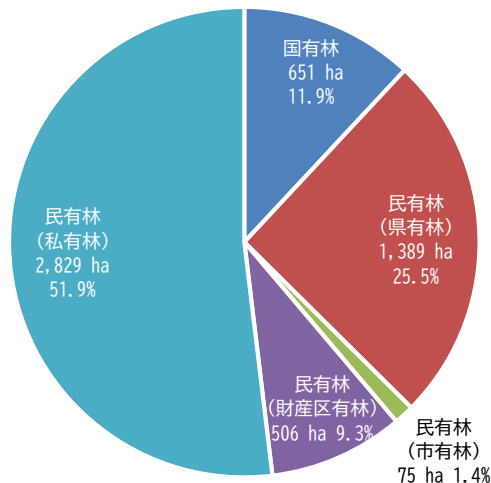
(5) 林業

本市の森林面積は、令和3年(2021年)4月現在で5,450haであり、市域面積の約53%を占め、そのうち4,799ha(約88%)が民有林です。民有林の人工林・天然林の面積割合は、人工林が43.6%、天然林が約52.4%、その他が4%、樹種別割合で見ると、ヒノキ人工林が22.2%、スギ人工林が21.4%となっています。

施業については、木材搬出経費の高騰や、販売価格の低迷等による山地の荒廃化を防ぐため、その保全や森林等の持つ多面的機能が発揮できるよう、神奈川県と連携しながら、秦野市森林組合等を中心に水源の森林づくり事業を推進しています。事業の財源については、水源環境保全税(平成19年度(2007年度)から)及び令和元年度(2019年度)に創設された森林環境譲与税を活用し、持続的な森林整備等につなげています。

里山についても、市民やボランティア団体、企業等による保全再生活動により、また、「第61回全国植樹祭※」の開催を契機に、森林・里山の循環や保全に対する啓発に継続的に取り組んでいます。

■図表7_森林面積(5,450ha)の所有形態別割合



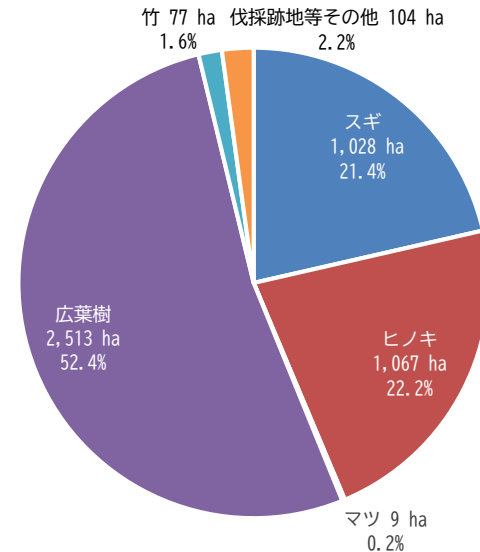
【出典】秦野市森林整備計画

※天皇后両陛下の御臨席のもと、両陛下によるお手植えや参加者による記念植樹等を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的に毎年開催されている国土緑化運動の中心的行事。

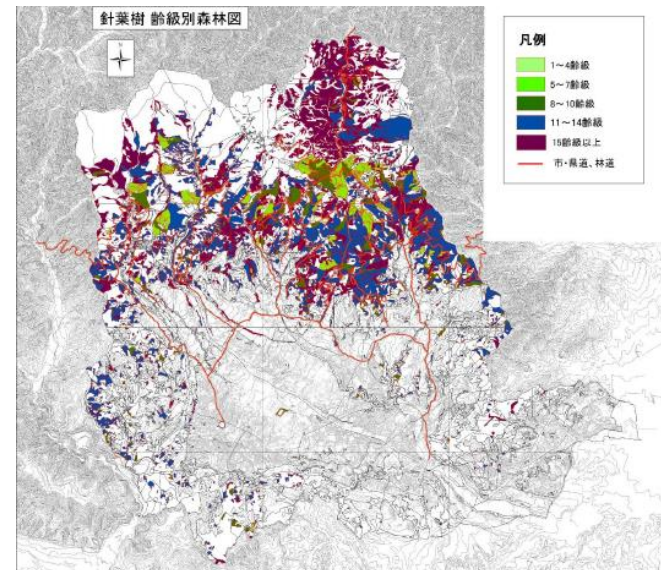
■開催：平成22年(2010年)5月23日

■会場：秦野市戸川公園/南足柄市南足柄森林公園ほか

■図表8_民有林(4,799ha)の樹種別割合



■図表9_針葉樹齢級別森林図



【出典】すべて秦野市森林整備計画

(6) 商業・工業

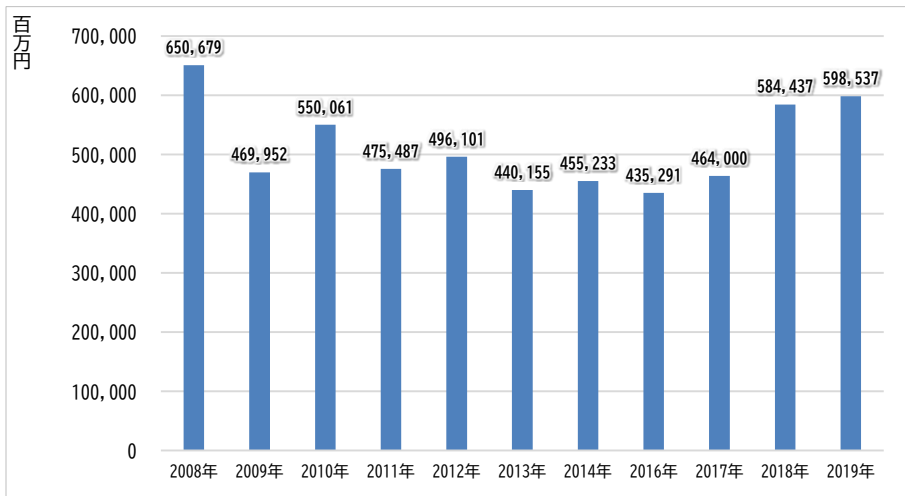
本市の商業については、事業所数が減少傾向にあるものの、従業者数は増減を繰り返しています。

また、工業における製造品出荷額等は、平成20年(2008年)のリーマンショックや、平成23年(2011年)の東日本大震災の影響により、減少傾向が続きましたが、平成29年(2017年)以降持ち直し増加に転じています。

■図表10_業態別事業所数・従業者数等(上図) / 製造品出荷額等(下図)

区分		平成19年 (19. 6. 1)	平成21年 (21. 7. 1)	平成24年 (24. 2. 1)	平成26年 (26. 7. 1)	平成28年 (28. 6. 1)
卸・小売計	事業所数	1,220	1,240	1,110	1,099	1,048
	従業者数	9,539	10,709	9,955	10,037	9,574
	年間商品販売額	177,726	—	—	—	—
卸売業	事業所数	136	168	146	155	139
	従業者数	759	959	870	970	974
	年間商品販売額	33,085	—	—	—	—
小売業	事業所数	1,084	1,072	964	944	909
	従業者数	8,780	9,750	9,085	9,067	8,600
	年間商品販売額	144,641	—	—	—	—

* ~平成19年：商業統計調査結果
平成21、26年：経済センサス基礎調査結果
平成24、28年：経済センサス活動調査結果



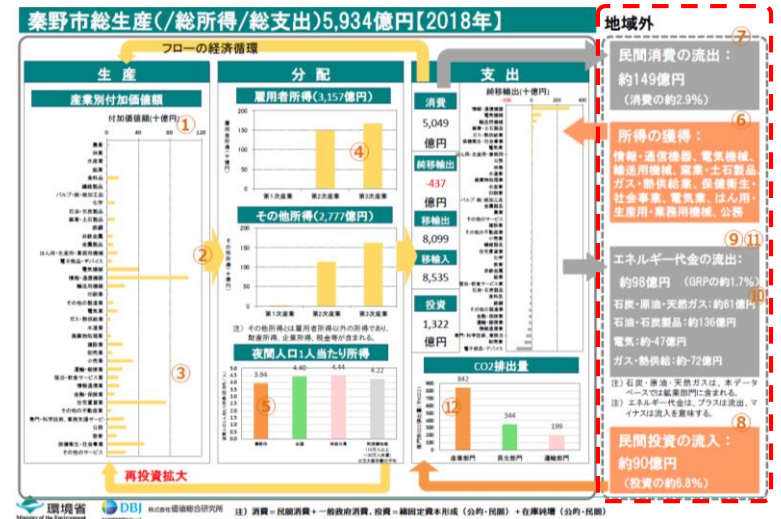
*2015年の工業統計調査は実施されていない

【出典】すべて統計はだの

(7) 地域経済循環

本市の地域経済循環の分析結果では、地域外への流出額(民間消費及びエネルギー代金)が流入額(民間投資)を上回っているため、一層の地域内循環システムの構築が必要であると考えられます。

■図表11_地域の所得循環構造



	地域の特徴	分析内容
生産	<p>① 秦野市では、情報・通信機器が最も付加価値を稼いでいる産業である。</p> <p>② 第2次産業では、情報・通信機器が最も付加価値を稼いでおり、次いで電気機械、輸送用機械が付加価値を稼いでいる産業である。</p> <p>③ 第3次産業では、住宅賃貸業が最も付加価値を稼いでおり、次いで保健衛生・社会事業、小売業が付加価値を稼いでいる産業である。</p>	<p>■ 域内の事業所が1年間で域内でどれだけ付加価値を稼いだか</p> <p>■ 付加価値とは、売上から原材料を除いた売上総利益である</p>
分配	<p>④ 秦野市では、第3次産業の雇用者所得への分配が最も大きい。</p> <p>⑤ 秦野市の夜間人口1人当たりの所得は3.94百万円/人であり、全国平均と比較して低い水準である。</p>	<p>■ 生産で稼いだ付加価値が賃金・人件費として分配され、地域住民の所得(夜間人口1人当たり所得)に繋がっているか否か</p>
支出	<p>⑥ 秦野市では、情報・通信機器、電気機械、輸送用機械が域外から所得を稼いでいる。</p> <p>⑦ 消費が域外に流出しており、その規模は地域住民の消費額の1割未満である。</p> <p>⑧ 投資は域内に流入しており、その規模は地域住民・事業所の投資額の1割未満である。</p>	<p>■ 域内の産業で、域外から所得を稼いでいる産業は何か</p> <p>■ 地域内で稼いだ所得が地域内の消費や投資に回っているか否か</p>
エネルギー・CO2	<p>⑨ 秦野市では、エネルギー代金が98億円域外に流出しており、その規模はGRPの約1.7%である。</p> <p>⑩ エネルギー代金の流出では、石油・石炭製品の流出額が最も多い。</p> <p>⑪ 秦野市の再生可能エネルギーのポテンシャルは、地域で使用しているエネルギーの約0.22倍である。</p> <p>⑫ 秦野市のCO2排出量は、産業、民生、運輸部門のうち産業部門が最も多く、842千CO2である。夜間人口1人当たりのCO2排出量は8.37千CO2/人であり、全国平均と比較して高い水準である。</p>	<p>■ エネルギー代金の支払いによって、住民の所得がどれだけ域外に流出しているか</p> <p>■ 域内に再生可能エネルギーの導入ポテンシャルがどれくらい存在するか</p> <p>■ CO2がどの部門からどれだけ排出されているか</p>

【出典】秦野市の地域経済循環分析(2018年度版)

(8) 再生可能エネルギーへの取組

本市の再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の取組は、平成30年度(2018年度)に「秦野市再生可能エネルギーに関する基本指針」を策定し、これまでの総括に基づく方向性を示しています。

■図表12_再エネ発電等施設の設置状況（上図）／発電量まとめ（下図）

再エネ種別	施設名称等	発電能力(kW)	設置主体	設置年度	
太陽光	庁舎等施設	秦野市役所西庁舎	15	市	H17
		秦野市役所教育庁舎	10	市	H27
		はだのクリーンセンター	3	一部事務組合	H25
	教育施設	北小学校	10	市	H26
		鶴巻小学校	10	市	H26
		本町中学校	20	市	H23
	文化等施設	堀川公民館	20	市	H16
		さかえちよう公園事務所	4	市	H22
		未広ふれあいセンター	19	市	H15
		・個人住宅（秦野市補助実績） ・事業所／共同住宅 等	14,013	個人・民間等	H21～
バイオマス	発電	はだのクリーンセンター（廃棄物の焼却）	3,820	一部事務組合	H25
		上小学校	－(ｽｰﾌﾞ)	市	H19
	熱利用	くずはの家	//	市	H19
		表丹沢野外活動センター	150(ﾎﾞｲﾗｰ)	市	H19
		里山ふれあいセンター	－(ｽｰﾌﾞ)	市	H19
地中熱	民間事業者（部品製造業）	－	民間	H24	

発電種別	施設区分（平成29年実績）	年間発電量(kWh)	世帯数換算(*)
太陽光発電	公共施設（9箇所）	113,217	
	個人・民間施設（1,450箇所）	13,964,295	
バイオマス発電	公共施設【一部事務組合】 （はだのクリーンセンター1箇所）	26,195,770	約8,390世帯
合計		40,273,282	

* 1世帯（4人家族）あたりの電力消費量を「約400kWh/月」で計算

【出典】秦野市再生可能エネルギーに関する基本指針（一部加工）



02 地域のバイオマス利用の現状と課題

1. バイオマスの種類別賦存量と利用量、活用状況及び課題 / 2. 地域別による現状と課題



02 地域のバイオマス利用の現状と課題

1. バイオマスの種類別賦存量と利用量、活用状況及び課題

バイオマスの種類別賦存量及び利用可能量、活用状況及び課題については、令和5年度(2023年度)に策定する「基本計画編」において、詳細に示すこととし、本編では、地域別の現状と課題を整理しました。

2. 地域別による現状と課題

(1) 森林・里山地域

丹沢山地をはじめ弘法山や渋沢丘陵など、雄大な緑が広がり、多種多様な動植物も数多く生息しています。スギ・ヒノキの人工林は、秦野市森林組合により、県内でも最大量の木材が搬出されているとともに、丹沢寺山の民有林は、新歌舞伎座の檜舞台に採用されるなど、品質の良さに定評があります。

また、市街地を取り囲む里山は、クヌギ・コナラなどの落葉広葉樹による雑木林が広がっており、多くの保全団体によって管理されています。

■図表13 木材利用のイメージ

<p>C材 枝条・曲り材等 主にチップ用</p> <p>B材 やや曲り材・小径 主に合板用</p> <p>A材 通直な原木 主に製材用</p>	種類 <ul style="list-style-type: none"> ・針葉樹 (A・B材、C材) ・広葉樹 ※ともに、間伐材を含む。
	課題 <ul style="list-style-type: none"> ・木材搬出経費に対し、販売価格が低く経済性が悪いため、現場での作業道整備や切置き(未利用材)されることが多い。 ・C材チップの加工・運搬等コストに対し、買取価格が低いため、事業の継続に搬出補助金が必要。 ・林業地以外の樹林の管理主体が少なく、木材として活用されていない。 ・里山団体の管理地においても、大径木は切り出しが困難。 ・薪の加工・保管場所や機材が少ない。 ・管理の行き届かない里山林等が、野生鳥獣のすみかとなっている。 ・カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害が拡大している。

(2) 産業地域

森林資源の活用拠点としては、林業センターの稼働、さらには、林業に関わる周辺整備計画(羽根地域における「森林資源の活用拠点を軸とした環境共生に資する土地利用」をコンセプトとした土地利用方針)が検討されており、エネルギーの地産地消や地域循環共生圏の構築といった地方と都市部を結ぶ持続可能な森林循環サイクルの構築が進められています。

種類	木材加工端材、樹皮
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・森林循環サイクルの川上(森林資源)と川下(木材利用)をつなぐ製材、加工業が市域内で不足している。 ・製材過程で生じる端材や樹皮の有効利用がされていない。

(3) 生活地域

都心に近く、鉄道や道路によるアクセスに優れた立地にあり、恵まれた自然環境のもと、県央の中都市として約16万人が生活しています。

種類	生ごみ(家庭系・事業系)、下水道汚泥、剪定枝、伐採木
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度(2023年度)末までに、はだのクリーンセンター1施設による焼却体制に向けたごみの減量が必要。 ・下水道汚泥の安定的な搬出先の確保が必要。 ・生ごみの家畜飼料としての受け入れ先が減少。

(4) 農業地域

農業生産では、落花生やカーネーションなどの県内有数の産地となっている品目もあり、麦・雑穀・豆類・いも類や花きの構成割合が県に比べて高くなっています。また、近年は、鳥獣被害を受けにくい作物の栽培も行われています。

畜産は、調整区域を中心に行われ、渋沢丘陵では酪農から排出される家畜糞便が堆肥化されています。

種類	作物残渣、家畜し尿
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・放置された作物残渣が野生鳥獣の餌となることがある。 ・家畜糞便を堆肥化する過程で発生する臭気が苦情の原因となることがある。 ・家畜し尿の下水道放流にあたっては、希釈設備等への投資が必要。

03 目指すべき将来像と目標

1. 背景・趣旨 / 2. 目指すべき将来像 / 3. 達成すべき目標

03 目指すべき将来像と目標

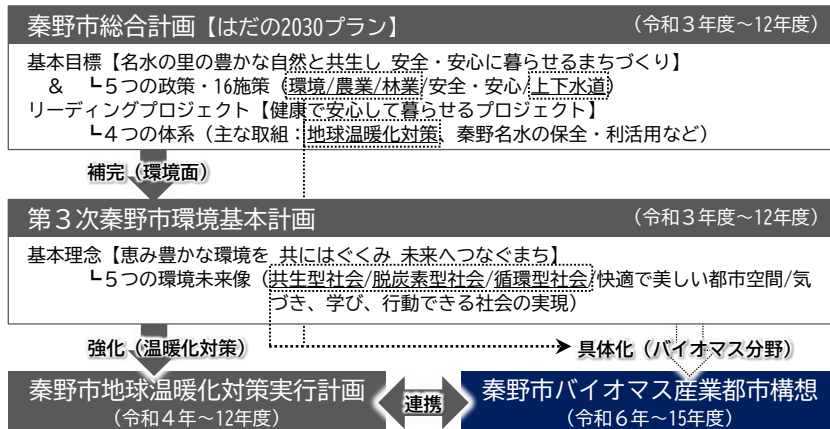
1. 背景・趣旨

本市は、令和3年度(2021年度)に策定した秦野市総合計画（はだの2030プラン、以下「総合計画」という。）において、“水とみどりに育まれ 誰もが輝く暮らしよい都市”を都市像に掲げ、市民共有の財産である「水とみどり」と共生し、市民一人ひとりが夢や希望を持って生き生きと暮らし、活躍できるよう願いを込めています。また、各分野を横断し、相互の関連性により相乗効果を発揮する事業をまとめたリーディングプロジェクトを『“住んでみよう・住み続けよう” 秦野みらいづくりプロジェクト』として位置付け、秦野らしさを体現するまちづくりを進めています。

そのため、多様な主体との連携を要するバイオマス産業都市の構築は、令和3年2月に表明した「2050年ゼロカーボンシティ」への挑戦と、コロナ禍による社会情勢の転換に即したグリーンリカバリー※として、本市の強みとさらなる可能性を広げる取組に位置付けることができます。

そこで、本構想は、産業創出（林業の体力及び魅力の向上等）を第一に、低（脱）炭素社会と循環型社会の構築を網羅したまちづくりを目的に策定し、積極的に取組を推進していきます。

■図表14_総合計画（環境面を抜粋）を軸とした位置付け



※コロナ禍による冷え切った世界経済の再起を図るため、脱炭素社会など環境問題への取組も合わせて行うとするアフターコロナ政策の一つで、停滞した社会を気候変動を抑え、生態系を守りながら立て直すことが強調されている。

2. 目指すべき将来像

『多品種少量の都市近郊型バイオマス産業都市』

～地元で生まれたバイオマスを経済循環サイクルに乗せて暮らしの活力に還元していく～

本市のように、都市近郊に位置する自治体では、下水道汚泥、食品廃棄物、剪定枝、雑草といった日常生活とともに排出される小規模（多品種少量）なバイオマス資源が大半を占めています。

一方、豊富な森林資源の有効活用による誘客や、学習林を活用した環境教育等の優位性を生かすことによって、既存の考え方とバイオマス資源の新たな可能性が融合し、地域の“つよき・かがやき・つながり”を生み出すとともに、地域が享受すべき効果として種々に波及していくよう基本方針（後掲）を設定し、目指すべき将来像を実現します。

■図表15_目指すべき将来像



3. 達成すべき目標

(1) 計画期間

本編の施行を令和5年度(2023年度)とし、事業化プロジェクト（後掲）の具現化を図るための基本計画編を令和6年度(2024年度)の施行とすることから、本構想については、令和15年度(2033年度)までとします。

なお、本構想は、社会情勢の変化に伴う事業の進捗等を踏まえ、概ね5年後を目安に見直しを行います。

(2) バイオマス利用目標

廃棄物系・未利用（資源作物）バイオマスに大別したうえで、基本計画編において設定することとします。



04 基本計画編の策定に向けて

1. 基本方針 / 2. 事業化プロジェクト / 3. 地域波及効果

04 基本計画編の策定に向けて

本項は、ステークホルダーとの合意形成をはじめ、専門的かつ科学的根拠を用いた検証が必要であることから、令和5年度(2023年度)に策定します。

1. 基本方針

本市におけるバイオマス産業都市構築に向けた基本方針は、バイオマス資源を“木材そのもの”による「製品利用」と、“発電等”による「エネルギー利用」との両軸に据え、かつ市民及び事業者への波及、研究・開発に寄与する活用方法等をまとめた「5つの基本方針」として定めます。

(1) 秦野産木材の活用【方針①】

神奈川県内でも最大規模の木材搬出量(A・B材)を誇る本市林業について、木材を「(バイオマスの)製品利用」に位置付け、秦野産木材の好循環サイクルを持続可能なものとする、体力及び魅力の向上を図ります。

(2) 木質未利用材の活用【方針②】

DIY等への利用など、上記に満たないC材等による「製品利用」と、小規模燃料用の薪やチップの製造といった、あくまで余剰分の位置付けとする「エネルギー利用」の活用を図ります。

(3) 再生可能エネルギーの活用【方針③】

有機物(生ごみ・下水道汚泥・木質未利用材・建設廃材等)を原料としたバイオマス発電事業などの「エネルギー利用」については、民間活力等の積極的な導入を図ります。

(4) 堆肥化(既存事業の拡充)の促進【方針④】

生ごみの堆肥化、有機肥料の製造・販売、畜産糞便の堆肥化等、特に、国際情勢等による原油価格や物価高騰にも左右されない自給自足、地産地消体制の構築に向けた取組の推進を図ります。

(5) 産学公民連携の推進【方針⑤】

バイオマスに関する研究・開発などに対するイノベーションへの支援、関連した環境教育の拡充、さらには、工作体験や関連施設の見学といった新たなアクティビティの確立など、市民及び事業者を問わず、環境施策への参画(行動)・資質向上を図ります。

2. 事業化プロジェクト

本市では、前掲(P14)の目指すべき将来像を実現するため、左記の5つの基本方針に基づく事業化プロジェクトを設定し、プロジェクトごとに、バイオマスの種類・発生・変換・利用方法に加え、目的(地球温暖化防止やエネルギーの創出等を含む、約11項目)を示します。

特に、目指すべき将来像を体系的に支え、地域が享受すべき効果(つよさ、かがやき、つながり)については、事業化プロジェクトの枠組みとしての設定を検討します。

3. 地域波及効果

本構想を推進することにより、計画期間内(令和14年度(2032年度)までの10年間)において、以下の項目に関する市域内外への波及効果を算出します。

(1) 経済波及効果

本構想における5つの事業化プロジェクトを実施した場合、その事業費の全てが地域内で需要されるといった仮定において、産業連関分析シートを用いるなどして算出します。

■図表17 産業連関分析シート(参考抜粋)

項目	効果の概要(*)
直接効果	需要の増加によって新たな生産活動が発生し、このうち県内の生産活動に影響を及ぼす金額(=県内の最終需要増加額)
第1次間接波及効果(1次効果)	直接効果が波及することにより、生産活動に必要な財・サービスの精算に必要な原材料等の生産が次々に誘発されることによる生産誘発額
第2次間接波及効果(2次効果)	生産活動(直接効果及び1次間接波及効果)によって雇用者所得が誘発されることにより、さらにその一部が消費に回ることによって生産が誘発されることによる生産誘発額

*詳細内訳として、以下のものが挙げられる。
粗付加価値誘発額(生産活動により新たに生み出された価値。生産額から原材料等の中間投入額を引いたもので、雇用者所得、営業余剰、減価償却費、間接税等が含まれる。)

(2) 新規雇用創出効果

プロジェクトごとに算出します。

(3) その他の波及効果

定量的効果を算出します。

■図表18_期待される地域波及効果（定量指標例）

期待される効果	定量指標例
森林の保全 里地里山の再生	・森林稼働率 =間伐材利用等により保全された森林面積／保全対象となる森林面積
流入人口増加による 経済効果の創出	・バイオマス活用施設への市町村からの視察・観光者数、消費額
各主体の協働	・環境活動等の普及啓発 =バイオマス活用推進に関する広報、アンケート、イベント（セミナー、シンポジウム等）の実施回数、参画人数 ・市町村民の環境意識向上 =バイオマス活用推進に関する広報、アンケート、イベント（セミナー、シンポジウム等）への参画人数 =資源ごみ等の回収量 ・環境教育 =バイオマス活用施設の視察・見学、環境教育関連イベント等の開催回数、参加人数



05 構想の推進に向けて

1. 実施体制 / 2. フォローアップの方法 / 3. 他の地域計画との有機的連携

05 構想の推進に向けて

本項も、事業化プロジェクトと連動し構成していく必要があることから、全体構成については、令和5年度(2023年度)に策定します。

1. 実施体制

(1) 構想の推進体制

本構想を具体的かつ効率的に推進するためには、市民や事業者等との協働・連携が不可欠です。また、各プロジェクトを実現し継続していくためには、必要に応じて大学や研究機関等との連携、国や県による財政的支援も必要となります。

そのため、庁内では、組織横断的な「秦野市地球温暖化対策推進本部」を運用して、本構想の全体管理、各種調整、広報やホームページ等を通じた情報発信等を行い、庁外では、「はだの脱炭素コンソーシアム※」を活用するなどして、事業者等への情報共有、連携の強化を図ります。

さらに、各事業化プロジェクトの進捗状況や点検評価結果については、「秦野市環境審議会」に報告し、専門的な助言を得ることとします。

(2) 検討状況

秦野市地球温暖化対策推進本部の下部組織にあたる「バイオマス作業部会」を設置し、本構想の策定に向けた検討を行っています。

■図表19_本構想の策定に向けた検討状況(令和4年中)

年	月日	プロセス	内容
令和4年	6月20日	秦野市地球温暖化対策推進本部第1回バイオマス作業部会	「秦野市バイオマス産業都市構想」に関する策定方針の協議
	7月12日	庁議(政策会議)	「秦野市バイオマス産業都市構想」に関する策定方針の決定
	8月1日	秦野市環境審議会	「秦野市バイオマス産業都市構想」に関する策定方針の報告
	10月19日	秦野市地球温暖化対策推進本部第2回バイオマス作業部会	「秦野市バイオマス産業都市構想(基本計画編)」に係る『事業化プロジェクト』の協議
	11~12月	パブリックコメント	本編案に対する意見聴取の実施

※SDGsやESG投資に代表される脱炭素をキーワードとした企業経営の潮流に取り残されることなく、地域の事業者が優良なサプライチェーンを構成する持続可能な企業として成長していくため、脱炭素経営に関する情報共有並びに異業種間における相互理解を深めることを目的に構成する共同事業体のこと。

2. フォローアップの方法

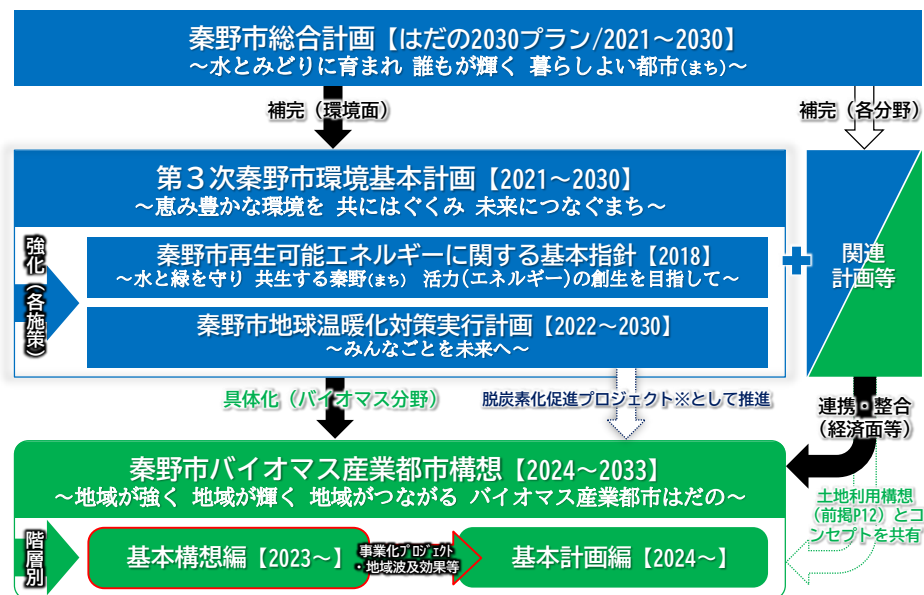
以下の項目について、事業化プロジェクトの検討とともに設定します。

- (1) 取組工程
- (2) 進捗管理の指標例
- (3) 効果の検証
- (4) 中間評価と事後評価

3. 他の地域計画との有機的連携

本構想は、本市におけるエネルギーや資源の地産地消をより一層推進するため、国及び県の施策や計画を基盤に据え、総合計画を最上位計画に環境分野を補完するとともに、統括・強化する「第三次秦野市環境基本計画」や「秦野市地球温暖化対策実行計画」等、その他、関連施策や計画等との連携・整合を図る位置付けとします。

■図表20_バイオマス産業都市構想の位置付け



※地球温暖化対策推進法第21条第5項に規定される「地域脱炭素化促進事業」を具現化するため、本市の自然的社会的な地域特性を生かした地域資源の有効活用と、地域の成長に資する取組を「脱炭素化促進プロジェクト」として位置付け、市民、事業者及び関係機関等との合意形成を図りながら進めていくもの。





水とみどりに生まれ 誰もが輝く 暮らしよい都市

令和5年(2023年) 月発行

秦野市バイオマス産業都市構想【基本構想編】

*** 令和5年度(2023年度)～ ***

編集・発行：秦野市環境産業部環境共生課
〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号
tel:0463-82-9618/fax:0463-82-6256
e-mail:k-kyousei@city.hadano.kanagawa.jp
<https://www.city.hadano.kanagawa.jp>